

# 食物アレルギーをもつ児童生徒の対応

## 1 学校給食対応実施の基準

医学的な根拠をもとに配慮や管理を必要とする児童生徒の症状などを正しく把握することで学校給食での対応を適切に行い、学校給食を原因とする食物アレルギーの症状及び重症化を防止し、給食調理場の業務の混乱を防ぎ効果的に実施するため、下記のとおり実施基準を設ける。

- (1) 医師の診断により食物アレルギーと診断され、学校給食で配慮や管理が必要であると指示されていることを基準とする。保護者の希望に添って除去等食物アレルギーの対応を行うものではない。
- (2) 当該児童生徒の家庭において原因食物を除いた食事等を摂取するなどの対応を行っていることを前提とし、家庭で行っている対応以上の対応は行わないものとする。
- (3) アレルゲンが除去困難または代替食となる食物が入手困難な場合は、完全弁当または、一部弁当持参とする。
- (4) 各調理場の状況を考慮し、対応可能な範囲で実施する。

## 2 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）

保護者が、学校給食で対応を希望する場合、原則として毎年提出を求める。

「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)(様式3)」(以下「生活管理指導表」という。)は、医師が学校給食における配慮や管理が必要と判断される場合に記載され、保護者を通じて学校に提出をされるものである。

また、食物アレルギーは、児童生徒の成長に伴い原因食物が耐性化することも考えられ不必要な除去を行わないためにも毎年提出を求める。

生活管理指導表の期限については過去1年以内を有効とする。

### 3 学校給食での対応

---

(1) 学校給食での対応については、下記の4つのレベルに大別する。対応については、学校や調理場の状況が千差万別のため、一律な対応を推進することは困難であるが、食物アレルギー児童生徒の重症度・除去品目の数・人数などの実態と調理場の状況を総合的に判断し、レベル1から4を目安に最良の対応を検討し実施する。

- ・レベル1：詳細な献立表対応（自分で除去）
- ・レベル2：弁当対応（完全弁当対応、一部弁当対応）
- ・レベル3：除去食対応
- ・レベル4：代替食対応

(2) 市内全調理場においては、レベル1の「詳細な献立表対応」を一律に行い、学校現場と保護者へ原因食物の周知を事前に行うこととする。

(3) レベル3（除去食対応）およびレベル4（代替食対応）については、最もアレルギーが多い鶏卵、乳、小麦、及び重症化しやすいえび、かに、そば、落花生（ピーナッツ）の7品目（発症件数が多いものや、発症した際の症状が重いものについて食品衛生法で表示が義務づけられた食品）を基本とする。

### 4 給食費の対応

---

(1) レベル2の一部弁当対応において、給食費は減額しないものとする。

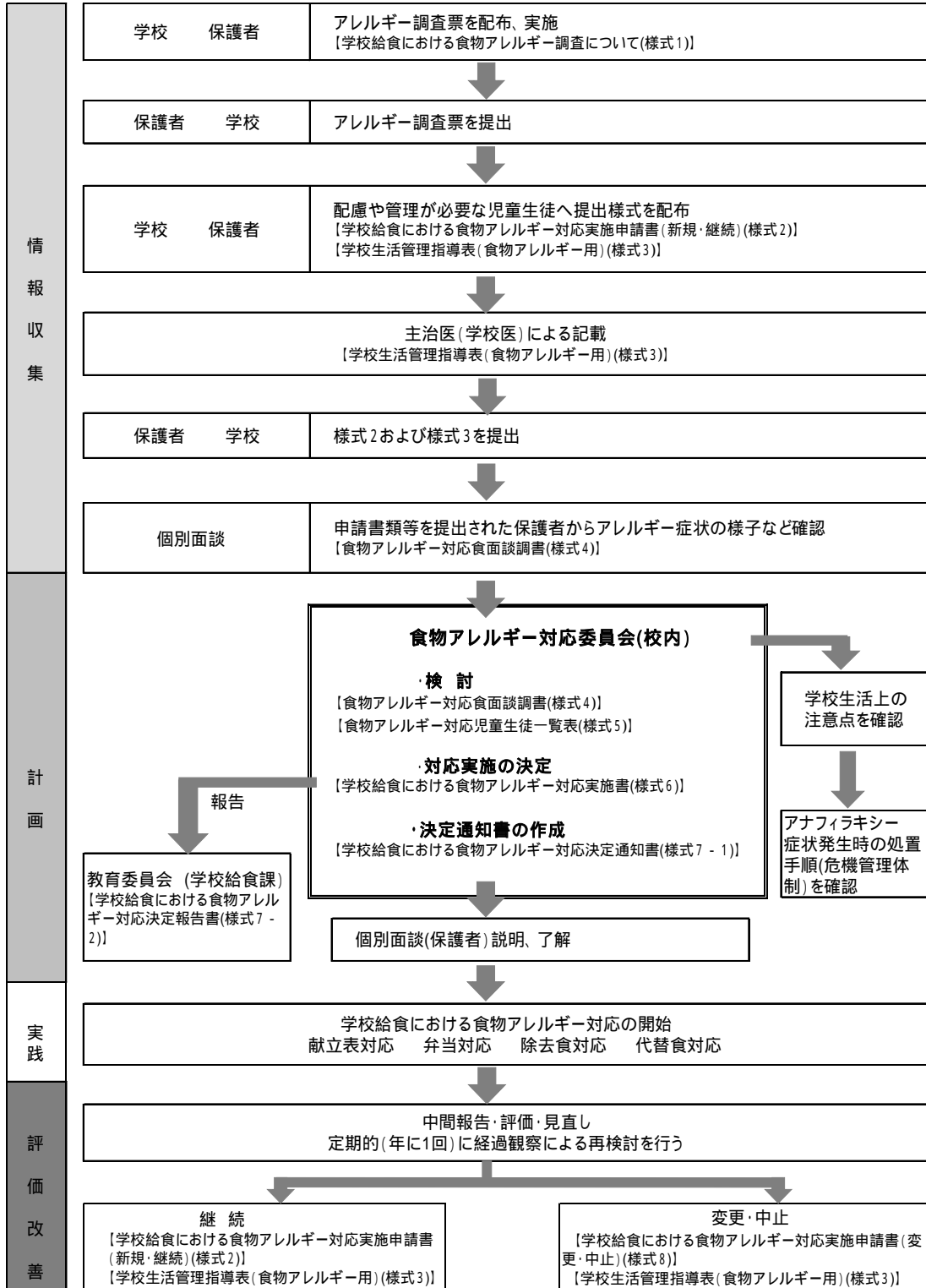
(2) レベル3の除去食対応において飲用牛乳を除去する場合は、「年間の給食実施回数（200回）×牛乳の単価÷11月」で得られる金額（毎月の牛乳代）を毎月の給食費から減額する。なお、1円未満の端数については切り捨てる。その他の除去食については、減額しないものとする。

(3) レベル4の代替食対応において、あきらかに1食単価を超える献立と認められる場合は、保護者より増額分を徴収することの同意を得て、代替食を提供することができる。

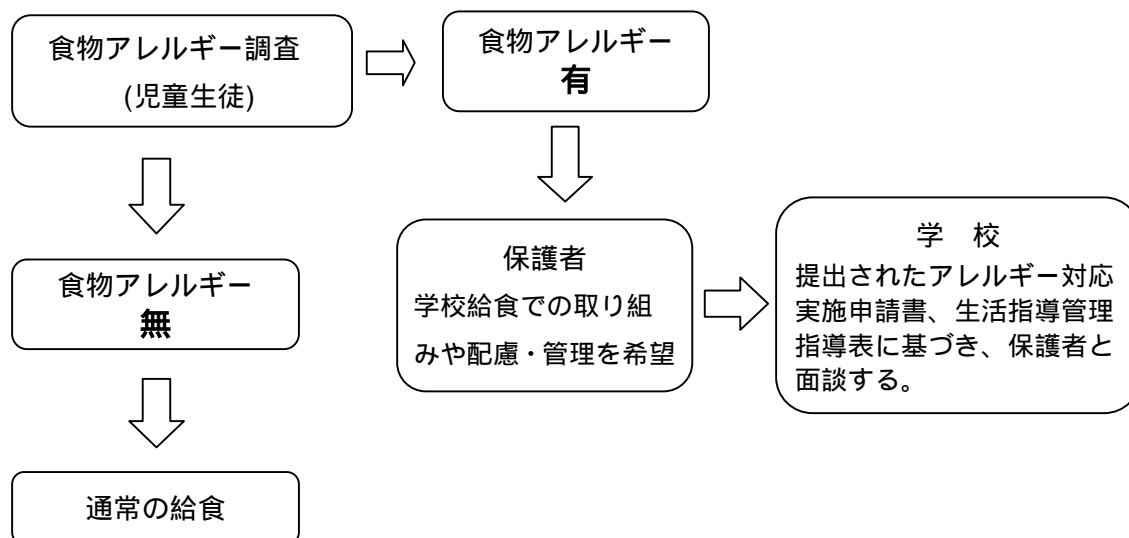
(4) 完全弁当により、給食を停止する場合は、給食費は徴収しない。

## 5 学校給食における対応決定までの流れ（フローチャート）

参考「学校のアレルギー疾患に対するガイドライン」



## 6 学校給食における対応決定までの流れ（詳細）



### ～学校生活での配慮や管理を必要とする条件～

1. 過去1年の間に、食物摂取によるアレルギー反応がでるなど食物アレルギーと診断を受け、医者から学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された。（生活管理指導表またはそれに準じた診断書がある）
2. 過去1年から現在において、医師の診断に基づいて家庭でも食事や生活上で配慮や管理を確実にしていること。

### 【情報収集】

#### (1) 食物アレルギー調査の実施（学校 保護者）

児童生徒の食物アレルギー有無の実態の把握をするため、就学時健康診断の際、アレルギーの有無を確認する。

#### (2) 学校生活（給食）における対応への申請準備

保護者説明会の中で、学校給食の説明を行い、「学校給食における食物アレルギー調査について(様式1)」(以下「アレルギー調査票」という。)を配布する。

説明会后に、食物アレルギーの配慮・管理を希望する児童生徒の保護者に「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(新規・継続)(様式2)」(以下「アレルギー対応実施申請書」という。)生活管理指導表(様式3)を配付し、入学受け付け時に提出(その他詳細な結果等があればそのコピーも添付して)するよう依頼する。

申請の受け付け時期は、新1年生入学時、進級時、新規発症および転入時のパターンがある。

ア 新1年生（小学校）の申請は、入学受付日に受付する。学校給食の食物アレルギーの対応は、原則として給食開始から対応が決定するまでは弁当対応とする。

イ 進級時は前年度の対応を5月31日まで有効とし、その間に本年度申請手続きを行う。

ウ 新規発症・診断時および転入時は、迅速に対応できるよう対策を講じ、対応が決定するまでは弁当対応とする。

対応の申請は、耐性獲得などが考えられるため、基本的に年度毎に行う必要がある。

(3) 申請から実施までのパターン別の手順  
 小学校（新1年生）の給食開始までの手順

手 順	関係書類
1 就学時健康診断（11月～12月） ・ 食物アレルギーの有無の確認 ・ 有りの場合 学校医から指導（入学前に病院の受診、生活指導管理表などを依頼）	・ 就学時健康診断健康調査票
2 保護者説明会（2月） ・ アレルギー調査票（様式1）の配布、提出を依頼する。 ・ アレルギー対応実施申請書（様式2）、生活管理指導表（様式3）を配付し提出を依頼する。（提出≠入学受付日）	・ アレルギー調査票（様式1） ・ アレルギー対応実施申請書（様式2） ・ 生活管理指導表（様式3）
3 入学受付、保護者面談（4月） 面談日時を定め、学級担任、養護教諭、栄養教諭等による必要な申請書等書類の確認、食べられない食物や症状など食物アレルギーの情報を得る。	・ 食物アレルギー対応食面談調書（様式4）
4 食物アレルギー対応検討委員会（校内）（4月～5月） 面談で得た情報を基に、学校給食での対応の可否、レベルを決定する。	・ 食物アレルギー対応児童生徒一覧表（様式5） ・ 学校給食における食物アレルギー対応実施書（様式6）
5 保護者説明 アレルギー対応検討委員会で決定された対応について、保護者に説明するとともに了解を取り付け、学校給食における食物アレルギー対応決定通知書（様式7-1）を保護者に手渡す。	・ 学校給食における食物アレルギー対応決定通知書（様式7-1）
6 市教委報告 決定されたアレルギー対応を教育委員会（学校給食課）に報告する。	・ 学校給食における食物アレルギー対応決定報告書（様式7-2）
7 アレルギー対応給食開始 家庭との連絡を密にし、レベルに応じた学校給食の提供を行う。	・ アレルギー対応食調理指示書（様式9） ・ 弁当・アレルギー対応食受け取りチェック表（様式10） ・ 学校給食における食物アレルギー対応のための食札（様式11）

中学校（新1年生）の給食開始までの手順

手 順	関係書類
<p>1 保護者説明会（2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギー調査票(様式1)の配布、提出を依頼する。</li> <li>・ アレルギー対応実施申請書(様式2)、生活管理指導表(様式3)を配付し提出を依頼する。(提出≠入学受付日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギー調査票(様式1)</li> <li>・ アレルギー対応実施申請書(様式2)</li> <li>・ 生活管理指導表(様式3)</li> </ul>
<p>2 アレルギー対応の記録の引継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校から食物アレルギー対応実施内容の申し送りを受ける。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申し送りを受ける書類 (例) 食物アレルギー対応食面談調書(様式4) / 学校給食における食物アレルギー対応実施書(様式6)</p> </div>
<p>3 入学受付・保護者面談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギー対応実施申請書(継続)(様式2)・生活管理指導表(様式3)を回収する。</li> </ul> <p>面談日時を定め、学級担任、養護教諭、栄養教諭等による必要な書類の確認、食べられない食物や症状など食物アレルギーの情報を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食物アレルギー対応食面談調書(様式4)</li> </ul>
<p>4 食物アレルギー対応検討委員会(校内)(4月)</p> <p>面談で得た情報を基に、学校給食での対応の有無、レベルを決定する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食物アレルギー対応児童生徒一覧表(様式5)</li> <li>・ 学校給食における食物アレルギー対応実施書(様式6)</li> </ul>
<p>5 保護者説明</p> <p>アレルギー対応検討委員会で決定された対応について、保護者に説明するとともに了解を取り付け、学校給食における食物アレルギー対応決定通知書(様式7-1)を保護者に手渡す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食における食物アレルギー対応決定通知書(様式7-1)</li> </ul>
<p>6 市教委報告</p> <p>決定されたアレルギー対応を教育委員会(学校給食課)に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食における食物アレルギー対応決定報告書(様式7-2)</li> </ul>
<p>7 アレルギー対応給食開始</p> <p>家庭との連絡を密にし、レベルに応じた学校給食の提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギー対応食調理指示書(様式9)</li> <li>・ 弁当・アレルギー対応食受け取りチェック表(様式10)</li> <li>・ 学校給食における食物アレルギー対応のための食札(様式11)</li> </ul>

小学校（２年生～６年生）および中学校（２～３年生）の給食開始までの手順

手 順	関係書類
<p>1 アレルギー対応の記録の引き継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前学年度末に、食物アレルギー対応が必要とされる児童の保護者に対し、アレルギー対応実施申請書(様式2)、生活管理指導表(様式3)の提出を依頼する。 6年生は、食物アレルギー対応実施内容を、進学する中学校に申し送りをする。</li> <li>変更がある場合保護者に、学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(変更)(様式8)を配付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー対応実施申請書(様式2)</li> <li>生活管理指導表(様式3)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>申し送りをする書類 (例) 食物アレルギー対応食面談調書(様式4) / 学校給食における食物アレルギー対応実施書(様式6)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(変更・中止)(様式8)</li> </ul>
<p>2 保護者面談(新年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー対応実施申請書(継続)(様式2)・生活管理指導表(様式3)を回収する。 面談日時を定め、学級担任、養護教諭、栄養教諭等による必要な書類の確認、食べられない食物や症状など食物アレルギーの情報を得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食物アレルギー対応食面談調書(様式4)</li> </ul>
<p>3 食物アレルギー対応検討委員会(校内)(4月～5月)</p> <p>面談で得た情報を基に、学校給食での対応の有無、レベルを決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食物アレルギー対応児童生徒一覧表(様式5)</li> <li>学校給食における食物アレルギー対応実施書(様式6)</li> </ul>
<p>4 保護者説明</p> <p>アレルギー対応検討委員会で決定された対応について、保護者に説明するとともに了解を取り付け、学校給食における食物アレルギー対応決定通知書(様式7-1)を保護者に手渡す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食における食物アレルギー対応決定通知書(様式7-1)</li> </ul>
<p>5 市教委報告</p> <p>決定されたアレルギー対応を教育委員会(学校給食課)に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食における食物アレルギー対応決定報告書(様式7-2)</li> </ul>
<p>6 アレルギー対応給食開始</p> <p>家庭との連絡を密にし、レベルに応じた学校給食の提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー対応食調理指示書(様式9)</li> <li>弁当・アレルギー対応食受け取りチェック表(様式10)</li> <li>学校給食における食物アレルギー対応のための食札(様式11)</li> </ul>



転入生の給食開始までの手順

手 順	関係書類
<p>1 転入生受け入れ手続き（随時）</p> <p>(1)他市町村からの転入生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食物アレルギーの有無の確認</li> <li>・ 食物アレルギー対応が必要とされる児童生徒の保護者に、アレルギー対応実施申請書(様式2)、生活管理指導表(様式3)を配付し、提出を依頼する。</li> </ul> <p>(2)市内での転入生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転出先（市内）の学校から申し送りを受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギー調査票(様式1)</li> <li>・ アレルギー対応実施申請書(様式2)</li> <li>・ 生活管理指導表(様式3)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>申し送りを受ける書類 (例) 食物アレルギー対応食面談調書(様式4) / 学校給食における食物アレルギー対応実施書(様式6)</p> </div>
<p>2 保護者面談（随時）</p> <p>面談日時を定め、学級担任、養護教諭、栄養教諭等による必要な申請書等書類の確認、食べられない食物や症状など食物アレルギーの情報を得る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食物アレルギー対応食面談調書(様式4)</li> </ul>
<p>3 食物アレルギー対応検討委員会（校内）(随時)</p> <p>面談で得た情報を基に、学校給食での対応の有無、レベルを決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食物アレルギー対応児童生徒一覧表(様式5)</li> <li>・ 学校給食における食物アレルギー対応実施書(様式6)</li> </ul>
<p>4 保護者説明</p> <p>アレルギー対応検討委員会で決定された対応について、保護者に説明するとともに了解を取り付け、学校給食における食物アレルギー対応決定通知書(様式7-1)を保護者に手渡す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食における食物アレルギー対応決定通知書(様式7-1)</li> </ul>
<p>5 市教委報告</p> <p>決定されたアレルギー対応を教育委員会（学校給食課）に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食における食物アレルギー対応決定報告書(様式7-2)</li> </ul>
<p>6 アレルギー対応給食開始</p> <p>家庭との連絡を密にし、レベルに応じた学校給食の提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギー対応食調理指示書(様式9)</li> <li>・ 弁当・アレルギー対応食受け取りチェック表(様式10)</li> <li>・ 学校給食における食物アレルギー対応のための食札(様式11)</li> </ul>

(4) 保護者面談

保護者面談のチーム構成は、校長、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員(士) (以下、「栄養教諭等」という。)とする。

アレルギー対応実施申請書(様式2)、生活管理指導表(様式3)を基に、保護者から食べられない食物や個別の症状、緊急連絡先などを「食物アレルギー対応食面談調書(様式4)」(以下、「面談調書」という。)で詳しく聞き取るとともに、他の児童への説明、全教職員への共通認識の了解を得る。

(5) 保護者面談のポイント

食物アレルギーの診断と経験したアレルギー症状の様子を確認する。

食べられない食物を確認する。

家庭内での食事の内容を把握する。

保護者の希望する対応を確認する。

緊急時の対応の確認をする。

保護者に対して今後の手続きの流れ、食物アレルギー対応委員会(校内)で審議することの理解を求める。

教職員等の情報共有への同意。

~ 学校生活管理指導表の活用  
のポイント ~

学校・教育委員会は、学校での配慮・管理を希望する保護者に対して学校生活管理指導表の提出を求める。

保護者は、学校の求めに応じ、主治医・学校医に記載してもらい、学校に提出する。

学校は、学校生活管理指導表に基づき、保護者と協議して取組みを実施する。

保護者に、学校生活管理指導表は学校における日常における取り組みと、緊急時に活用するという目的を説明するとともに、同意の署名をもらう。

~ 学校生活管理指導表  
における注意点 ~

学校生活管理指導表および保護者から提供された情報は、教職員全員で共有する。

学校生活管理指導表は、個人情報の取り扱いに留意し、緊急時に教職員の誰もが閲覧可能な状態で管理すること。

進学、転出の場合には、当該児童生徒のアレルギーの情報が引き継がれるよう、健康診断票等と一緒に送る。

学校全体として取り組む体制が必要。

参考「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

## 【計画】

### (6) 食物アレルギー対応委員会（校内）での取り組みの検討および決定

委員会の構成は、校長、教頭、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭等、調理員、学校医、学校薬剤師、学校歯科医、センター校の場合は給食センター所長または副所長とする。また、必要に応じてPTA役員の出席を依頼する。

食物アレルギー対応委員会（校内）は、保護者を通して提出されたアレルギー実施対応申請書(様式2)、生活管理指導表(様式3)及び面談調書(様式4)を基に該当児童生徒に対し、必要な取り組みの内容と学校でできる配慮、管理を協議し、「食物アレルギー対応児童生徒一覧表(様式5)」(以下、「児童生徒一覧表」という。)及び「学校給食における食物アレルギー対応実施書(様式6)」(以下、「アレルギー対応実施書」という。)を作成する。

アレルギー対応実施書(様式6)は、個々の児童生徒に対して必要な取り組みを給食施設の実状に即して作成し、以下の取り組み内容を含む。

- ア 児童生徒及び保護者の氏名、緊急連絡先
- イ 食物アレルギーの原因食物
- ウ 給食での対応
- エ 緊急時の対応
- オ 学校生活での留意点
- カ 薬剤使用時の留意事項

### (7) 学校と保護者との面談（協議）

校長は、決定されたアレルギー対応実施書(様式6)について、保護者に説明し、理解と協力を求める。

#### 個別面談のポイント

保護者に対して給食調理場の実状を説明し、決定した内容の理解を求める。

緊急時の対応を確認する。

関係職員間の個人情報の共有への同意。

### (8) 校内での食物アレルギーに対する決定報告と情報の共有

校長は、決定内容を保護者に「学校給食における食物アレルギー対応決定通知書(様式7-1)」(以下、「アレルギー対応決定通知書」という。)を保護者あて通知する。

また、校内においてアレルギー対応実施書(様式6)の内容について、教職員全員の共通理解を図り、緊急時の危機管理意識を持たせるとともに、食物アレルギー対応の取り組みに対するそれぞれの役割を明確にする。特に栄養教諭等及び調理員へ献立、調理業務対応の徹底を指示する。

(9) 市教委(学校給食課)へ報告

校長は、食物アレルギー対応の状況を「学校給食における食物アレルギー対応決定報告書(様式7-2)」(以下、「アレルギー対応決定報告書」という。)に記載し、教育委員会(学校給食課)へ提出する。

(10) 市教委(学校給食課)の対応

市教委は、提出されたアレルギー対応決定報告書(様式7-2)をもとに内容を確認し、環境整備や助言、指導を行う。

## 【実践】

(11) 「アレルギー対応実施決定書(様式6)」に基づく給食の実施

単独調理場において校長は、調理場の具体的な作業手順を整理し、栄養教諭等及び調理員に、コンタミネーション(混入)や配缶ミス、誤食が起こらないように万全の対策を講じることを周知徹底し、調理場内で事故防止の体制を整備する。また、保護者と具体的な確認、調整を定期的に行い、食物アレルギー対応を開始する。

センター所長及び副所長は、調理場の具体的な作業手順を整理し、コンタミネーション(混入)や配缶ミス、誤食がないように万全の対策を栄養教諭等及び調理員に周知徹底を図り、調理場内で事故防止の体制を整備するとともに、栄養教諭等が事前に作成した詳細な献立表を学校(学級担任、校長)と保護者へ送付し、給食実施前に学校及び保護者と対応を確認する。

校長は、アレルギー対応の献立が、配膳室から児童生徒の手元に配膳される過程で、配膳ミス、誤食が起こらないよう対策の周知徹底を図る。

また、学級担任は、児童生徒が弁当や除去食、代替食を食べる場合は、正確に配膳されたかどうかを「弁当・アレルギー対応食受け取りチェック表(様式10)」(以下「受け取りチェック表」という。)で確認する。さらに、児童生徒がアレルギー対応として自分で

除去して食する場合または、除去食、代替食及び弁当を食する場合には、細心の注意を払って食べている状況を把握する。なお、学級担任が欠席の場合は、代わりに入る教職員が必ず食物アレルギー該当児童生徒のアレルギー対応の内容を確認して、同じ対応ができるようにする。

◆ 用語解説 ◆

コンタミネーション

食物を調理・加工する際に、アレルギー物質などが混入すること。

## 【評価と改善】

### (12) 校内での中間報告

校長は、実際に行った食物アレルギー対応を振り返り、より可能な対応や改善すべき点を確認し検討する。必要に応じ、保護者と連絡を取りながら修正を行う。

### (13) 次年度へ向けての準備

校長は、次年度へ向けた食物アレルギー対応を迅速に行うため、学校給食の食物アレルギー対応の配慮・管理を継続希望する保護者に、アレルギー対応実施申請書（新規・継続）（様式2）と生活管理指導表（様式3）等必要な書類を配付し、申請手続きを始める。

児童生徒の成長に伴い、アレルギー耐性化なども考えられることから、毎年、生活管理指導表（様式3）の提出を求める

アレルギー対応に変更がある場合は、「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（変更・中止）（様式8）」（以下「アレルギー対応実施申請書（変更・中止）」という。）の提出を求める。

校長は、小学校から中学校へ進学する場合は、給食方式が単独調理場からセンター受配校に変更になることがあるので、事前に当該給食センターで行われている食物アレルギー対応の状況を確認し、保護者に説明する。

校長又は所長は、現状の施設又は調理員数で実施している食物アレルギー対応で、該当する児童生徒数の増などにより、安全の確保が困難であると判断される場合は、食物アレルギー対応の実施内容を変更することができる。その際、保護者には安全確保の面から食物アレルギー対応の変更理由を説明し、理解と協力を仰ぐこと。

(14) 研修等

全教職員に食物アレルギーの研修や緊急時に備えた訓練、ヒヤリハットなどの研修機会をもつことで、食物アレルギーの知識を増やし、緊急時の対応についての向上を図る。

参考資料

- ・ DVD : 「学校管理下における食物アレルギーへの対応～教職員の共通理解を深めるために～」2011年12月日本スポーツ振興センター
- ・ 保育所における食物アレルギー対応と「エピペン」の取り扱い(平成23年度かながわボランティア活動推進基金21 協働事業 NPO 法人アレルギーを考える母の会作成)

\*ヒヤリハット 2\*

**間違っ**て渡された  
**アメとパンケーキ**

年齢・性別：5歳 女児  
 アレルゲン：卵・牛乳・小麦  
 原因：フルーツアメ(牛乳入り) 卵と牛乳を除去したパンケーキ(小麦)  
 症状：全身のじんま疹と喘鳴

食物アレルギーについて担任の先生に話してあったのですが、担任の不在中に、牛乳入りのフルーツアメや、小麦で作られた卵と牛乳を除去したパンケーキが配られました。アメの場合は軽いじんま疹で、すぐに主治医と電話で相談して、抗ヒスタミン薬内服で落ち着きましたが、パンケーキの場合は、じんま疹に加えて喘鳴まで出現し、救急車で搬送され、入院しました。

解説

担任の先生以外のスタッフが、この児の原因食物をきちんと把握していなかったため生じた事故

対策

スタッフ全員が、患者の情報を共有することが大切です。できれば数ヶ月に1度スタッフと保護者で情報交換する機械があれば良いです。主治医から食物除去の指示書を記載してもらい、症状が出た時の対処方法を文書で伝えることも重要です。

参考「食物アレルギーひやりはっと事例集2012」

\*ヒヤリハット 3\*

**お母さんが「オムレツ」を  
見落と**しちやっ

年齢・性別：7歳 女児  
 アレルゲン：卵・牛乳・えび・かに  
 原因：学校給食のオムレツ  
 症状：じんま疹とかゆみ、口唇・口腔の違和感

学校給食の「オムレツ」を1口食べてしまいました。5分以内に、じんま疹、痒み口唇、口腔にピリピリ感があり、本人がすぐに吐き出し口をあらったため、大事には至りませんでした。

解説

給食メニューのうち卵の代替食を持参していましたが、母親が「オムレツ」を見落とし、代替食品を持たせなかったため、食べてしまいました。

担任の先生も、この児の卵アレルギーに対して、給食内容を十分注意していませんでした。

参考「食物アレルギーひやりはっと事例集2012」

( 研修事例 1 ) 緊急時に備えた訓練 ( エピペンの使用方法も含む )

時間	内 容	担当
10分	アレルギー疾患の理解 ( 学校医等の指導のもと、指導用DVDを活用することも考えられる )	学校医等
10分	アレルギー疾患の児童生徒の状況について 学校生活管理指導表やアレルギー対応実施書をもとに対応の確認	養護教諭
25分	<p>緊急時のシミュレーション</p> <p>実際に、給食後に教室でアレルギー症状が発生し、アナフィラキシーに至った児童生徒への対応について、学校生活管理指導表のシートや緊急時対応フローチャートモデル図をもとにシミュレーションを行う。</p> <p>実際に教室での場面を設定し実施する。</p> <p>プール、体育館等の場面も有効である。</p> <p>学校医、消防士等の指導のもと訓練用エピペンを活用した学習とする。</p> <p>緊急時に備え、アナフィラキシーに対応するための緊急用持ち出し品 ( 学校生活管理指導表の写し、緊急時対応記録票、保護者の連絡先など ) を準備する。</p> <p>書類等は、紛失しないように専用の封筒の中に入れる。</p> <p>持ち出しを想定した訓練を行うことが有効である。</p>	学校医 養護教諭
5分	<p>評価</p> <p>評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急処置について</li> <li>・ エピペンの用意や取り扱いについて</li> <li>・ 計時及び記録</li> <li>・ 保護者や消防、他の機関への連絡調整がスムーズにできたかなど ( 役割分担が整理され、スムーズに対応できた )</li> </ul>	校長 学校医

( 研修事例 2 ) 学校給食での誤配等の事故を防ぐ訓練

時間	内 容	担当
15分	<p>自校の学校給食におけるアレルギー対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル1：詳細な献立表対応</li> <li>・レベル2：弁当対応（完全弁当、一部弁当）</li> <li>・レベル3：除去食対応</li> <li>・レベル4：代替食対応</li> </ul> <p>などについて説明する。</p>	栄養教諭等
30分	<p>給食時のシミュレーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食室から教室に届くまでの流れ</li> <li>・トレイや食器、学校給食における食物アレルギー対応食のための食札(様式11)(以下「食札」という。)の確認</li> <li>・食物アレルギー用の詳細な献立表と受け取りチェック表(様式10)を活用する。</li> <li>・献立表の内容と違っているときの対応</li> <li>・子どもがおかわりを望んだときの対応</li> <li>・配膳の仕方、給食当番、片付けの仕方について</li> <li>・給食時の児童生徒の健康観察について</li> <li>・給食室から教室までの実際の場면을想定して実施する。</li> <li>・さまざまな場面の設定を行いながら安全に楽しく給食が食べられるようにその対応を全職員で考えるのも有効である。</li> </ul>	給食主任 栄養教諭等
5分	<p>評価 評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の受け取りや、トレイ、食器の確認がスムーズにできたか</li> <li>・受け取りチェック表(様式10)による確認ができたか</li> <li>・準備や片付け時の留意点について確認できたか</li> <li>・給食時の健康観察のポイントが理解できたかなど</li> </ul>	校長



## 7 食物アレルギー対応における給食関係職員等の役割

学校内では、食物アレルギー児童生徒に対応できる教職員および給食従事者全員の共通理解が必要となる。学校長のリーダーシップのもとに、それぞれの職務に応じ関係職員で「食物アレルギー検討委員会（校内）」を組織し、日ごろから校内での食物アレルギーに関して研修を積み、資質の向上に努め、積極的に連携・協力体制を整備することが望まれる。

関係職員の役割	
教育委員会	<p>学校給食の実施者として食物アレルギー対応の基本的な方針を示す。</p> <p>食物アレルギー対応の過程や各学校の対応委員会の決定を把握し、指導、助言する。教職員および給食従事者を対象とした食物アレルギーの研修会を開催し、知識の向上を図る。</p> <p>食物アレルギー対応の学校給食を提供するため、施設整備若しくは人員確保など環境の整備を図る。</p>
学校長	<p>食物アレルギー対応について、「学校給食のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び本市の「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」などで職員間の共通理解を図るための指導を行う。</p> <p>学校給食でのアレルギー対応を希望する保護者と面談を実施する。</p> <p>保護者と面談を行う際、学校給食の状況、食物アレルギー対応に関する基本的な考え方等を説明する。給食センター受配校の場合は、給食センターの状況も含めて説明する。</p> <p>面談で得られた情報を基に面談調書(様式4)の作成を指示する。</p> <p>「食物アレルギー検討委員会（校内）」を開催し、生活管理指導表(様式3)及び面談調書(様式4)を基に食物アレルギーの対応を決定し、児童生徒一覧表(様式5)及びアレルギー対応実施書(様式6)の作成を指示する。</p> <p>決定された内容を保護者にアレルギー対応決定通知書(様式7-1)で通知するとともに、教育委員会へアレルギー対応決定報告書(様式7-2)で報告する。</p> <p>提出された生活管理指導表(様式3)及びアレルギー対応実施書(様式6)の個人情報の取り扱いに留意するとともに緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理する。</p> <p>食物アレルギー対応の校内体制を整備し、関係職員の役割を明確にする。</p> <p>緊急時における対応の事前確認と関係職員の役割を明確にする。</p> <p>食物アレルギー対応食（除去食、代替食）を検食する。</p>

関係職員の役割	
教頭	<p>保護者や関係機関等の窓口として、全体の連絡調整、説明を行う。</p> <p>教職員に食物アレルギー対応の手引きの周知徹底を図る。</p> <p>食物アレルギー対応食を行うために必要な備品、消耗品等があれば、教育委員会若しくはセンター所長・副所長へ要請し、整備を図る。</p> <p>食物アレルギー対応検討委員会（校内）の進行を担う。</p>
学級担任	<p>児童生徒（新入学生、転入生や新規発症者含む）に対し、アレルギー調査票(様式1)を配付し回収する。</p> <p>新たに対応を希望する保護者に対し、アレルギー対応実施申請書(様式2)及び生活管理指導表(様式3)を配布し、回収する。</p> <p>保護者と面談を行う際、児童生徒の実態、保護者の要望などを確認する。</p> <p>養護教諭と連携し、アレルギー対応実施書(様式6)を作成する。</p> <p>緊急時対応マニュアル、連絡先の確認をする。</p> <p>弁当や、アレルギー対応食がある場合は、受け取りチェック表(様式10)で確認を行う。</p> <p>給食時は、食物アレルギーのある児童生徒に注意を払う。</p> <p>他の児童生徒が不審に思ったりすることがないように食物アレルギーについて正しい知識と具体的な対応を実状に応じて適切に指導する。</p> <p>食物アレルギーのある児童生徒の給食後の運動や休み時間などに留意する。</p> <p>食物を扱う授業（調理実習、小麦粘土の使用など）に留意する。</p> <p>宿泊学習に伴う食事の内容などに注意し、保護者と対応を決める。</p> <p>食物アレルギー対応検討委員会（校内）に出席する。</p>
給食主任	<p>食物アレルギーの児童生徒を把握し、教職員の共通理解を図れるようにする。</p> <p>保護者と面談を行う際、児童生徒の実態、保護者の要望などを確認する。</p> <p>緊急時の対応、連絡先の確認をする。</p> <p>養護教諭と連携し、アレルギー対応実施書(様式6)の作成やアレルギー調査票(様式1)を集計する。</p> <p>食物アレルギー対応検討委員会（校内）に出席する。</p>

関係職員の役割	
養護教諭	<p>保護者と面談を行う際、アレルゲンや症状、家庭内での対応状況を把握するとともに保護者の要望などを確認し、面談で得られた情報を基に面談調書(様式4)を作成し、保管する。</p> <p>クラスに提出された食物アレルギー調査票(様式1)の集計及び面談調書(4)の取りまとめから児童生徒の実態を学校長へ報告する。</p> <p>関係職員と連携し、児童生徒一覧表(様式5)及びアレルギー対応実施書(様式6)を作成する。</p> <p>食物アレルギー対応検討委員会(校内)に出席する。</p> <p>学級担任、給食主任、栄養教諭等と連携を図り、情報交換する。</p> <p>主治医・学校医との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。</p> <p>食物アレルギーの症状が出た場合の対応を確認、実施する。</p>
栄養教諭等	<p>保護者と面談を行う際、アレルゲンや症状、家庭内での対応状況を把握し、保護者の要望などを把握する。</p> <p>給食センターにおいては、養護教諭から受けた面談調書(様式4)をもとに人員、調理工程、重症度などをもとに、調理場でどのような対応ができるかをセンター所長・副所長、調理員と協議する。</p> <p>単独校においては、養護教諭から受けた面談調書(様式4)をもとに調理員と協議し、調理場でできるアレルギー対応を判断し、校長に報告する。</p> <p>食物アレルギー対応検討委員会(校内)に出席する。</p> <p>学校給食での対応決定後に、関係職員、保護者とともに毎月、献立の対応について協議する。</p> <p>献立作成や作業工程表を作成する際アレルゲンとなる食物が混入しないように配慮して、調理指示書(様式9)、作業工程表、作業動線図を作成する。</p> <p>民間委託の場合は、調理指示書(様式9)を委託業者に提出し、作業工程表、作業動線図の作成を依頼する。</p> <p>受け取りチェック表(様式10)、食札(様式第11号)を作成する。</p> <p>給食時にクラスを巡回する。</p>

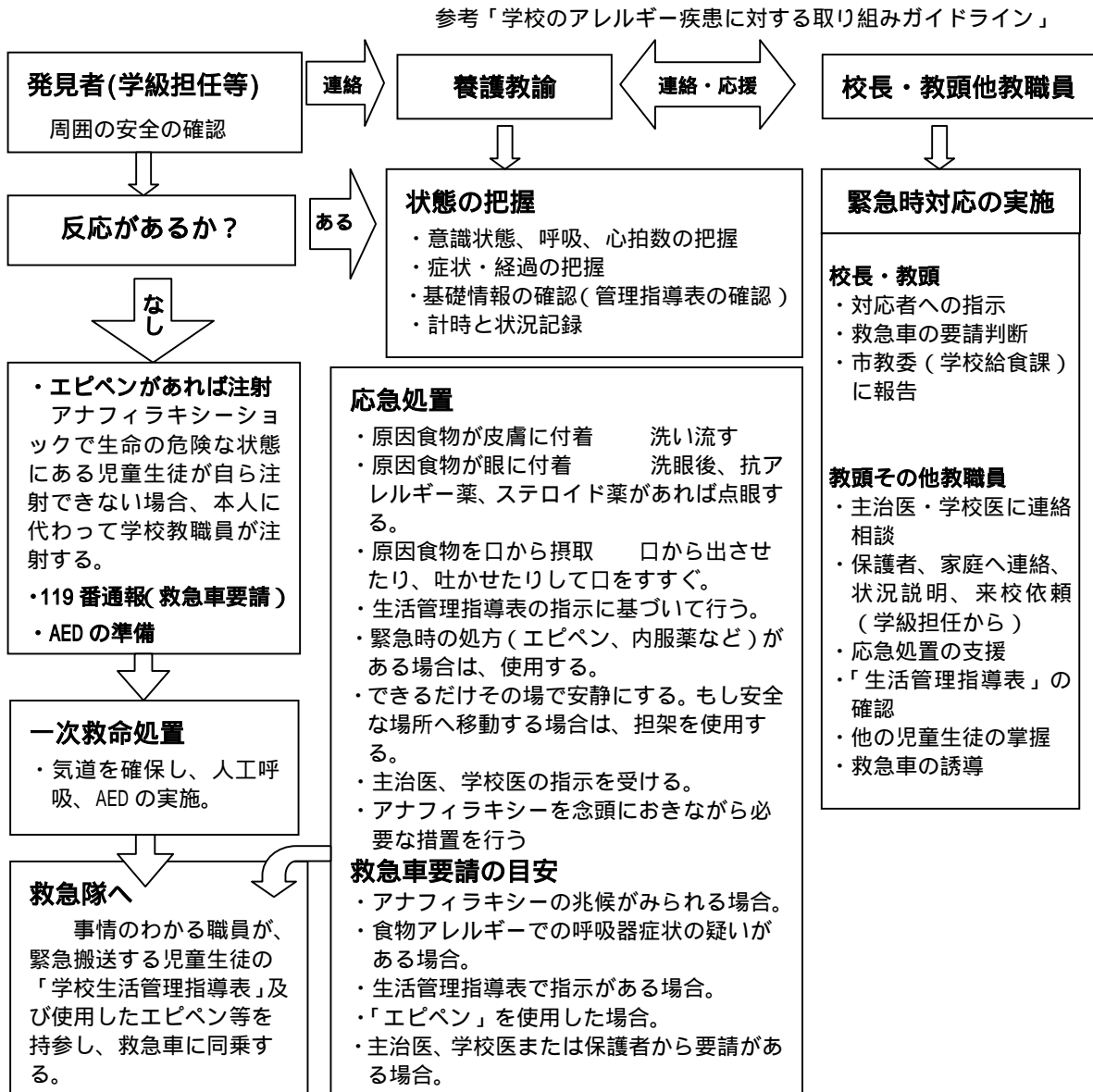
関係職員の役割	
調理主査又は主任調理員	<p>栄養教諭等及びセンター所長・副所長と協議し、調理場でできるアレルギー対応の範囲を協議する。</p> <p>食物アレルギー対応検討委員会（校内）に出席する。</p> <p>食物アレルギー対応の対象児童生徒の実態について、理解し、除去食の内容を把握する。</p> <p>調理指示書（様式9）をもとに、作業工程表、作業動線図を確認しながら調理作業にあたる。</p> <p>混入がないように調理、配食、配送を行い、確認表などで確認をし、誤配を防ぐ。</p> <p>食物アレルギー対応食を行う上で必要な備品消耗品等があれば、教頭及びセンター所長・副所長に伝え、整備を図る。</p>
センター所長・副所長	<p>栄養教諭等、調理員と協議し、調理場でできる食物アレルギー対応の範囲を判断し、受配校の校長に報告する。</p> <p>受配校内での食物アレルギー対応検討委員会（校内）に出席する。</p> <p>申請された食物アレルギー対応申請書（様式2）及び面談調書（様式4）をもとに、栄養教諭等、調理員と協議し、調理場対応の方法を決定する。</p> <p>食物アレルギー対応食に必要な備品消耗品等を準備し、整備に努める。</p> <p>アレルギー対応食（除去食・代替食）を検食する。</p>
学校医等	<p>（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）</p> <p>食物アレルギー対応検討委員会（校内）に出席する。</p> <p>学校内での食物アレルギーに対する対応等について協議し、指導・助言を行う。</p>
保護者	<p>（PTA 代表）</p> <p>保護者からの要望等を確認し、学校保健委員会や食物アレルギー対応検討委員会（校内）等で食物アレルギーに対する対応等について意見、助言する。</p>

## 8 緊急時の対応

食物アレルギーをもつ児童生徒が、アレルゲンを含む食物を誤食又は接触してしまった場合には、緊急の対応を要する。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあるので、迅速な対応が求められる。

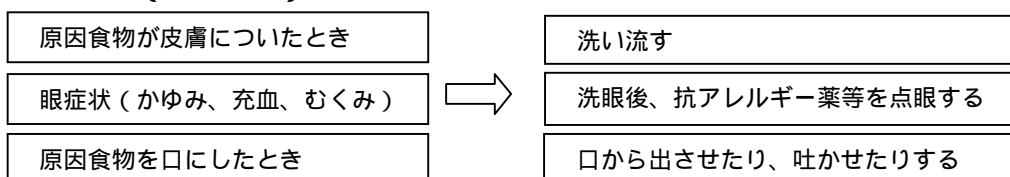
緊急時に備えてアドレナリンの自己注射液(エピペン)や内服薬等が処方されていることがあるので、教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように教職員全員が情報を共有し、常に準備をしておくことが大切である。

### (1) アナフィラキシー症状をきたした児童生徒を発見した時の対応(モデル図)



(2) 食物アレルギーの症状からみる緊急対応

第1段階（初期対応）



第2段階（応援体制の確保）

校長等	養護教諭等	学級担任等
・職員への対応指示	・児童生徒の症状対応、観察、記録 ・主治医、学校医への連絡	・保護者へ連絡 ・他の児童生徒の対応

第3段階（症状による対応）

症 状 1	対 応 1
・皮膚症状 部分的なじんましん、あかみ、弱いかゆみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安静、嚴重に経過観察（最低1時間）</li> <li>・対応人員を確保する</li> <li>・緊急時薬があれば内服</li> <li>・必要に応じて主治医、学校医に連絡し、指示を受ける</li> <li>・エピペンがあれば用意</li> </ul>
・粘膜症状 軽い唇やまぶたの腫れ	
・呼吸器症状 鼻汁、鼻閉、単発の咳	
・消化器症状 軽い腹痛、単発の嘔吐	
・全身症状 何となく元気がない	
症 状 2	対 応 2
・皮膚症状 広範囲のじんましん、あかみ、強いかゆみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医、学校医に連絡し指示を受ける</li> <li>・対応人員を確保する</li> <li>・緊急時薬があれば内服する</li> <li>・エピペンがあれば、必要に応じて注射する</li> <li>・医療機関の受診（必要に応じて救急車要請）</li> </ul>
・粘膜症状 明らかな唇やまぶた、顔面の腫れ	
・呼吸器症状 時々繰り返す咳	
・消化器症状 明らかな腹痛、複数回の嘔吐や下痢	
・全身症状 元気がない。横になりたがる。	
症 状 3	対 応 3
・皮膚症状 広範囲のじんましん、あかみ、強いかゆみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時薬があれば内服</li> <li>・救急車要請し、医療機関に受診</li> <li>・必要に応じて蘇生術を実施</li> </ul> <p>左記の症状が1つでもあれば、エピペンを使用すべきである。 （日本小児アレルギー学会推奨）</p>
・粘膜症状 飲み込み辛さ	
・呼吸器症状 のどや胸が締め付けられる、声がかすれる、犬が吠えるような咳、持続する強い咳き込み、ゼーゼーする呼吸、息がしにくい	
・消化器症状 繰り返し吐き続ける、持続する(がまんできない)おなかの痛み	
・全身症状 ぐったり、立てない。意識喪失	



### 第4段階(救急車要請後)

救急隊員との連絡調整	救急車の誘導	救急車に同乗
状態の説明、応急処置の指示を受けるなど救急隊員への対応	現場まで誘導 他の児童生徒の安全確保	学校生活管理指導表、使用したエピペン等持参で、学級担任等事情がわかる職員が同乗する

\* 医療機関を受診した場合は、速やかに教育委員会（学校給食課）に報告する（原因・経過等）

\* アレルゲンの誤食などによってアレルギー症状が軽い場合、または症状が改善された場合でも保護者と下校させること（1人にならないように配慮する）



図 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」より引用

### (3) 緊急時に備えた処方薬の説明

#### 内服薬

多くの場合、抗ヒスタミン薬やステロイド薬を処方されている。内服してから効果がでるまでに時間がかかるため、軽い皮膚症状に対し服用すること。

#### 抗ヒスタミン薬

皮膚のかゆみ、発赤、じんましんに有効。アナフィラキシーに対する十分な効果は期待できない。

#### ステロイド薬

二相性反応（アナフィラキシー症状が一度治まった後、数時間後に再び出現する反応）を抑える効果が期待される。

#### 気管支拡張薬

ぜい鳴（ヒューヒュー、ゼーゼー）など軽症のぜん息発作には有効。喉頭浮腫による咳や呼吸困難には無効。

## エピペン

(アドレナリン自己注射薬)

末梢血管を収縮させ、浮腫をとる。気管支を広げて呼吸器症状を改善させる。心臓の機能を増強し、血圧を上昇させてショック症状を改善させる。副作用として、ふるえ、熱感、発汗、蒼白、顔面潮赤、血圧の異常上昇、脳出血などがある。

エピペンは、アナフィラキシーの重症化を予防し、症状を改善させるために緊急補助療法として使用されるアドレナリン自己注射薬である。

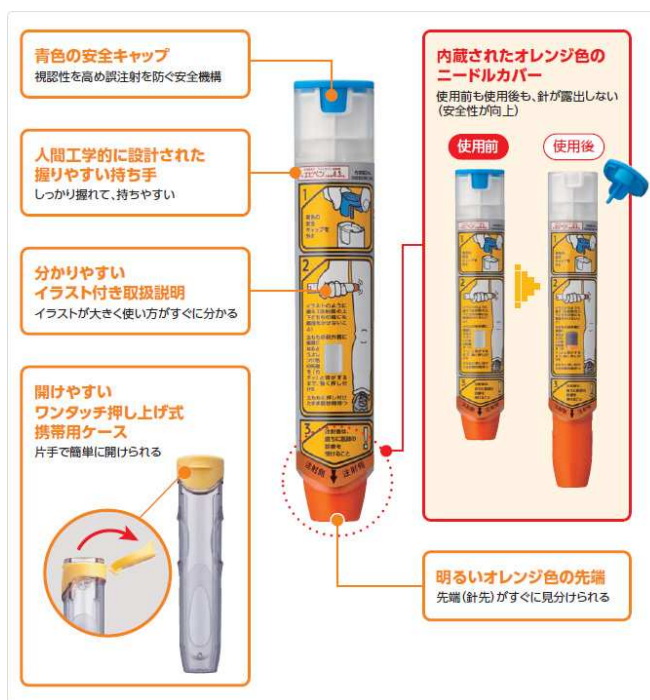
アナフィラキシーを起こす可能性の高い患者にあらかじめ処方される薬で、平成23年9月から医療保険の適用となった。

エピペンの処方を受けている児童生徒が在籍している学校においては、保護者の同意を得た上で、エピペンの保管場所を決定し、緊急時の取り扱いなどの対応について確認し、情報を共有する必要がある。

緊急時に、児童生徒が自ら注射できないときは、現場に居合わせた職員が注射をしても緊急時に救命目的で反復継続する意図がないと認められ、医療行為にはあたらずに法律に抵触しない。注射のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状のうちに注射するのが効果的である。

緊急時の搬送を依頼する場合には、エピペンが処方されていることを消防機関に伝えること。

図 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」より引用



- ・黄色の製剤。エピペン注射液 0.3mg は、体重 30kg 以上の方に処方されます。
- ・緑色の製剤。エピペン注射液 0.15mg は、体重 15kg 以上 30kg 未満の方に処方されません。



(4) エピペンの使用手順

図 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」より引用

**エピペンを取り出す**



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

**しっかり握る**




オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ  
“グー”で握る！

**安全キャップを外す**



青い安全キャップを外す

**太ももに注射する**



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあてそのまま5つ数える。注射したあとすぐに抜かない！

**確認する**



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する。伸びていない場合は「」に戻る」

**マッサージする**



打った部位を10秒間マッサージする。

**介助者がいる場合**

介助者は、子どもの太ももの付け根とひざをしっかりと抑え、動かないように固定する。



**注射する部位**


衣類の上から、うつことのできる。太ももの付け根とひざの中央部で、かつ真ん中よりやや外側に注射する。  
**仰向けの場合**



**座位の場合**



使用済みのエピペンは、オレンジ色のニードルカバー用から携帯用ケースに戻す。エピペンの注射後は、直ちに医師による診療を受ける。



(5) 心肺蘇生とAEDの手順

強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

救急隊に引き継ぐまで、または子どもの普段どおりの呼吸や、目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

図 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」より引用

